

本会議から付託された議案 18 件を審査するため、平成29年6月21日に産業建設委員会を開催しました。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度総社市一般会計補正予算（第10号）

～内容～

補助金額の確定に伴う一般廃棄物最終処分場建設事業に係る交付金の減額及び清音神在本線周辺整備事業に係る繰越明許費補正変更が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：繰越明許費補正変更の清音神在本線周辺整備事業について増額の内容はどうか。

答：地権者との協議に不測の日数を要したことから年度内竣工が見込められず繰越明許の額を増額したものである。

議案第39号 工事委託契約の締結について

～内容～

総社市富江汚水中継ポンプ場水処理設備工事及び電気設備工事について、日本下水道事業団と工事委託契約を締結しようとするもので、予定価格が1億5,000万円以上であることから、市議会の議決を得ようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：随意契約が有利とはどういう意味か。

答：日本下水道事業団は、技術者が不足している地方公共団体を支援することを目的として地方公共団体の出資により設立された地方共同法人である。下水処理場等の改築更新に当たっては下水道法の定めにより設計や工事の監理監督など政令で定められた資格を持つものでなければ行うことができないと規定されている。短期的にこのような資格を持つ職員

を配置することは困難なことから市の業務の代行機関として日本下水道事業団へ委託をしようとするものである。本市と日本下水道事業団との間の契約は随意契約ではあるが日本下水道事業団から民間業者へ発注の際には一般競争入札等による公共工事の入札契約方式によって行われている。また、入札差金が生じた際には精算により委託団体へ返還される。以上のとおり、事業団とは随意契約を締結するが全体のしくみとしては競争入札の環境によって事業執行がなされており、随意契約が有利であると考えている。

問：ポンプ4基のうち3基の取替えということだが、残りの1基は取替えをしなくても大丈夫なのか。

答：ポンプの取替えは大変高額なことから、順次取替えを進めていく予定である。

議案第40号 岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例の一部改正について

～内容～

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業の換地処分に伴い生じる清算金の徴収及び交付に当たり、必要な措置を講ずるため、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：清算金の徴収と交付の対象者は何人か。

答：現在把握している対象者は、徴収が約400人、交付が約500人である。

同意第10号から第24号まで 農業委員会の委員の任命に関する同意を求めるについて

～内容～

本市農業委員会の委員について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を得て任命しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：選考に当たって年齢制限や条件はあるのか。

答：年齢制限はないが、認定農業者が過半数を占めることや農業者以外の中立的な立場のものが含まれること、また、委員の年齢、性別に著しい隔たりが生じないように配慮すること等の規定がある。